

○ 抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）

改正案	現行
<p>(禁止行為)</p> <p>第十五条の二 法第十九条第二号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 その取り扱う個人である抵当証券の購入者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。</p> <p>五 その取り扱う個人である抵当証券の購入者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第十五条の二 法第十九条第二号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>